明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

	所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明するに足る資料 旅行中に又は外国の在勤地において退職等となつたことを証明する資料
十二　死亡時旅費請求書により請求する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第一号から第十号までに掲げる資料 職員、配偶者又は子の死亡及びその死亡地を証明する資料 帰住を証明する資料（遺族が帰住した場合に限る。） 遺族であることを証明する資料（請求者が遺族である場合に限る。）
十三　旅費損失請求書により請求する旅費	損失となる金額又は支出を要する金額を証明するに足る資料 旅行命令等の変更、法第三条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者の死亡又は令第三条第二項各号に掲げる場合に該当することを証明する資料 同居する家族であることを証明する資料（転居費のうち家族の転居に要する費用又は家族移転費に相当するものを含む場合に限る。）
十四　旅費喪失請求書により請求する旅費	天災又は令第三条第三項各号に掲げる事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る資料 喪失額を証明するに足る資料
十五　法第九条第一項に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第一号から第十号までに掲げる資料 法第九条第一項の規定に該当することを証明するに足る資料

別表第七　旅費の請求に係る記載事項又は記録事項（請求書）（第二十四条関係）

区分	記載事項又は記録事項
出張旅費精算請求書又は出張旅費概算請求書	支出官等の官職及び氏名 請求者の所属部局課又は所属団体、官職又は役職、職務の級（請求者又は死亡者が内閣総理大臣等又は指定職職員等のいずれかに該当する場合には、その旨。以下この表において同じ。）及び氏名

第五　第七条第一項第五号に規定する旅費請求書に添附すべき資料
　損失額、旅行命令等の取消又は旅費の支給を受けることができる者の死亡及び扶養親族であることを証明する資料
第六　第七条第一項第六号に規定する旅費請求書に添附すべき資料
　交通機関の事故又は天災その他財務大臣が定める事情により旅費額を喪失したこと及び喪失額を証明する資料

［新設］